

令和 8 年度

入札参加資格審査申請要領 (新規登録・追加登録)

令和 8 年度に大崎市（上下水道事業・病院事業・大崎地域広域行政事務組合を含む。）の発注する工事又は製造の請負契約，物品調達等の契約及び設計・測量・調査等の委託契約の競争入札に参加しようとする方は，入札参加資格審査申請を行い，入札参加登録簿に登録を行うことが必要です。入札への参加を希望される方は，本要領を熟読のうえ，必ず受付期間内に申請してください。

大 崎 市

令和 8 年度 入札参加資格審査申請要領（新規登録・追加登録）

令和 7・8 年度の登録承認を受けている方は申請の必要はありません。

ただし、承認を受けていても、業務区分・業種等の追加登録を希望する場合は、追加申請が必要となります。

1 申請の時期及び場所

（1）受付期間

令和 7 年 1 2 月 1 5 日（月）から令和 8 年 1 月 1 6 日（金）まで

上記期間以外の受付は行いません。なお、受付期間内であっても土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始の閉庁日は受付を行いません。

また、上記期間以外は、業務区分・業種・部門の追加登録もできません。

期間内に希望する全ての業務区分・業種・部門の追加登録を行ってください。

（2）受付時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

（3）受付場所

〒 9 8 9 - 6 1 8 8 宮城県大崎市古川七日町 1 番 1 号

大崎市役所 本庁舎 4 階 財政課 入札契約担当

※ 郵送での申請も可能ですが、書類に不足がある場合、該当する業種・部門の登録は行わないので、添付書類を十分確認のうえ提出してください。

（4）申請手数料 無料

（5）申請方法

持参又は郵送により提出（令和 8 年 1 月 1 6 日（金）必着）

審査結果は、2 月中旬以降に通知しますので、返信用封筒（定形内長型 3 号・1 1 0 円切手貼付）に送付先を記入し、申請書と併せて提出してください。返信用封筒の提出がない場合は、登録通知書の郵送は行いません。

※ 受理票等の発行は行いませんが、希望される場合は、返信用はがき等を同封してください。

2 申請区分

（1）新規登録

令和 7・8 年度の入札参加資格の承認がなく、新たに入札参加資格の承認を受けようとする場合は、原則として申請書類一式の提出が必要です。

（2）追加登録（業種・部門）

既に令和 7・8 年度の入札参加資格の承認があり、新たに業種・部門の追加を行う場合は、追加する業種・部門に該当する書類（前回申請時に提出し

た書類を除く）のみの提出となります。

3 申請業務区分等

業務区分・業種・部門の詳細については，以下の区分を参考に，所定の様式に記載してください。

（１）建設工事

大崎市が発注する建設工事を受注しようとする者

（２）建設関連業務

大崎市が発注する測量，設計及び調査等の業務を受注しようとする者

（３）物品調達

大崎市が発注する物品の調達等を受注しようとする者

（４）管理業務

大崎市が発注する上記以外の役務提供等の業務を受注しようとする者

【業務区分・業種・部門の例示】

業務区分（大分類）	工種・業種（中分類）	部門（小分類）
建設工事	土木一式 建築一式 等	なし
建設関連業務	建築関係建設コンサルタント 土木関係建設コンサルタント 等	建築一般 道路 等
物品調達	文具・事務機器 リース 等	事務機器 自動車 等
管理業務	電算業務 建物等の清掃 等	データ入力 建物清掃 等

4 入札参加資格の有効期間

令和８年４月１日から令和９年３月３１日までの１年間

5 審査基準日

令和８年１月１日

※ 審査基準日時点で，６の「申請・入札参加に必要な資格」を有しない業務については，登録できません。

6 申請・入札参加に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次の要件を満たし、入札参加資格審査を受け有資格と認められる必要があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項の規定により準用される場合を含む。以下同じ。）第1項の規定により入札に参加させることができない者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により入札に参加させないこととされている期間を経過していない者でないこと。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 建設工事での登録を希望するものは、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定により建設業の許可を受けている者であること。
- (5) 建設工事での登録を希望するものは、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していない者（当該届出義務がない者を除く。）でないこと。
- (6) 建設関連業務での登録を希望するものは、下記の法令等により登録された者であること。（登録を受けている業種・部門以外での登録の申請は受け付けません。）

業務の種類	法令等の登録
測量	測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による登録
建築関係建設コンサルタント	建築士法第23条（昭和25年法律第202号）の規定による一級建築士事務所の登録
土木関係建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第5条の規定による登録
補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第5条の規定による登録
地質調査	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第5条の規定による登録
土地家屋調査	土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）による土地家屋調査士の登録
不動産鑑定	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）による不動産鑑定業の登録

- (7) 営業に関し許可又は認可等を必要とする場合は、これらを受けている者であること。
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に不適格と認める者でないこと。

7 申請書類作成上の注意点

(1) 共通事項

ア 申請書様式について

次の申請区分に応じて、申請を行ってください。

- ・新規登録（業務区分追加を含む）… 入札参加業者申請書
- ・追加登録… 業種・部門追加申請書

なお、申請書及び添付書類は、別紙「必要書類一覧」に市指定様式にかえて提出できる旨の記載がない限り、所定様式を使用してください。

イ 添付書類の提出部数について

添付書類については、複数の業務区分（建設工事，建設関連業務，物品調達，管理業務）に登録する場合でも、共通する書類については1部でかまいません。

ただし、業務区分ごとに受任機関が異なる場合を除きます。

ウ 申請書の作成方法

各申請書の様式については、大崎市ウェブサイトに掲載しております。登録を希望する業務区分に応じて必要書類をダウンロードいただき使用してください。

また、一部の申請書類については、電子データ（Excel）の提出が必要となります。次々ページの重要事項を必ずご確認のうえ作成し、提出してください。

作成にあたっては、申請書様式ごとの「（記入例）〇〇申請書」や「FAQ（よくある質問とその回答集）」を参考に、必要事項を記入・入力してください。

- ・新規登録の場合は、申請書一式を「必要書類一覧」と同じ順番となるようフラットファイルに綴り、提出してください。
- ※ 複数の業務区分（建設工事と物品調達など）に登録する場合でもフラットファイルは一冊のみの提出としてください。
- ※ 業務区分ごとに受任機関が異なる場合は、受任機関ごとにそれぞれ書類を作成し、フラットファイルに綴り提出してください。
- ・業種・部門追加の場合は、フラットファイルに綴らず左側2ヶ所に穴を開けて提出してください。

- ・ 申請書類等については全てA 4判としてください。原本が必要な証明書等でA 4でないものはA 4サイズの紙に貼りつけ、写し可の証明書等についてはA 4に複写してください（市役所でのコピーはできません）。
- ※ 添付書類の作成にあたってはなるべく再生紙等を使用してください。
- ※ ファイルの色の指定はありません。
- ※ ファイルの表紙には、登録申請の担当者の名刺を貼り付けてください。

※重要※ 必ずご確認ください

下記の申請書類については、電子データ（Excel）も提出してください。

●対象様式及びファイル名

対象様式	ファイル名
共通様式	入札参加業者登録申請書
建設工事	登録希望業務総括表 (様式第1号(その2)建設用)
建設関連業務	登録希望業務総括表 (様式第2号(第4条関係)建設関連用)
物品調達	登録希望業務総括表 (様式第1号(その2)(第4条関係・物品用))
管理業務	登録希望業務総括表 (様式第1号(その5)(第4条関係・管理用))
	許認可及び有資格者状況表 (様式第1号(その6)(第4条関係・管理用))

※セルサイズの調整や、ページ設定・印刷範囲等の変更禁止。

※対象様式には入力制限を設けております。ご了承ください。

※共通様式は**必ずご提出いただき**、各登録希望業務総括表については、申請される業務区分に応じて提出してください。

●提出方法

大崎市ウェブサイトからダウンロードした対象様式を申請要領や記入例に従い作成し、CD-RまたはDVD-Rの記録メディアに記録の上、申請書類に同封し、提出していただきます（※本要領最終ページ「フラットファイル作成見本」参照）。

CD-RまたはDVD-Rを記録する環境がない場合には、USBメディアやSDカードでの提出も可とします。

なお、提出された各種記録メディアは返却しませんので予めご了承ください。

※フロッピーディスク、MOディスク等、上記に記載のない記録媒体は対象外とします。

※電子データの電子メールによる受付はしておりません。電子メールで送信されたデータは無効としますのでご注意ください。

エ 受任機関（委任先となる支店等）の設置について

入札・契約等に係る一切の権限を本社から支店等に委任した，受任機関を登録することができます。

この場合，大崎市との契約の相手先は受任機関となります。

※ **建設工事・建設関連業務**では，一定要件を満たす必要があります。

オ 大崎市内に受任機関を設置する場合について

市内支店・営業所等調書（第 11 号様式その 1，その 2，その 3）の提出が必要となります。

支店・営業所として，次の要件を満たしていることが必要です。

（ア）建設工事においては，大崎市外に主たる許可営業所（本社（店）等）を置くものであって，本市に許可営業所などの常時契約を締結する事務所を有している者。（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 7 条第 2 号）

（イ）当該事務所が，入札及び見積もりに関する権限，契約の締結及び履行に関する権限，入札保証金及び契約保証金の納付及び受領に関する権限，代金の請求及び受領に関する権限並びに復代理人選定に関する権限の一切を有している者であること。

（ウ）当該事務所が次に掲げる全ての要件を満たしていること。

○事務所の形態

- ・ 自社又は賃貸借による建物であること。
- ・ 会社役員，社員又はほかの者が居住している専用住宅ではないこと。
- ・ 兼用住宅の場合は，事務所の機能を有する部分が住居部分と完全に分離してあること。

（例：住居部分の玄関とは別に事務所専用の入り口がある）

○事務所の設備

- ・ 自社の看板を設置していること。
- ・ 自社専用の固定電話及びファックスを常設していること。
- ・ 事務机等の什器備品を備えていること。

○事務所の体制

- ・ 直接雇用関係にある職員が配置されており，連絡が常時とれる体制であること。

○その他

- ・ 認定要件を満たしているかどうか疑わしい場合は，確認のため実態調査を行うことがあります。
- ・ 実態調査に協力しない業者及び市の指導に従わない業者については要件を満たしていないものとし，支社（店）等とは認めません。

- ・支店，営業所に設置してある電話料金等の請求書又は領収書の写しを添付してください（電話番号等が確認できるもので、申請直前3か月以内のもの。法人の場合は，法人としての支払いが確認できるもの。）。

カ 誓約書・役員名簿の提出について

市の売買契約などの入札に暴力団を参加させないため，新規登録時に誓約書・役員名簿の提出が要件となります。

（２）建設工事

登録を希望する工種の許可区分欄の「一般」，「特定」のいずれかに「●」（ドロップダウンリストから選択可）を付けてください。また，工種ごとの完成工事高等は，登録を希望する工種のみ記入してください。なお，記入がない場合は登録を希望しないものとして取扱います。

登録にあたっては，「総合評定値（P）」を取得していることを建設工事入札参加資格の条件としますので，経営事項審査の申請をする場合は，必ず許可行政庁に対し「総合評定値（P）」の請求を行い，総合評定値通知書等（審査基準日は，令和6年9月以降の直近のもの）を提出してください。

ア 登録可能な工種について

「総合評定値（P）」を取得している工種のみとなります。なお，受任機関を設置する場合は，建設業の許可申請における支店等の営業しようとする工種のみが登録対象となります。

イ 委任先（受任機関）設置の要件について

建設業の許可申請書に記載のある支店等のみを受任機関として認めます。

ウ 舗装（アスファルト）工事の登録について

舗装工事のうち，アスファルト工事については，自社施工できる体制であることを登録の要件とします。

※舗装（アスファルト）工事の登録を申請する場合，「登録希望業務総括表」の「舗装」工種欄の右端にある「アス」項目に「●」をつけてください。

(3) 建設関連業務

法令等により許可・登録された業種及び部門のみ登録することができます。そのうち、登録を希望する部門についてのみ登録欄に「●」（ドロップダウンリストから選択可）をつけてください。

※ 技術者等の有資格者がいる場合であっても、登録を希望しない部門は、記載しないでください。

ア 測量

契約先となる事務所に測量士が配置されている場合のみ契約先（受任機関）とします。

イ 建築

契約先となる事務所が所在する都道府県の建築士事務所登録が行われている場合のみ契約先（受任機関）とします。

ウ 土地家屋調査士

土地家屋調査士法で定める調査士，調査士法人及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会のみ契約先とします。

エ 不動産鑑定

事務所の所在地の都道府県の不動産鑑定業の登録（2以上の事務所で不動産鑑定業を営む場合は，国の登録）がある場合のみ契約先とします。

(4) 物品調達

登録を希望する業種・部門についてのみ登録欄に「●」（ドロップダウンリストから選択可）をつけてください。

なお，登録する業務のうち，業を営むうえで許認可，登録等が必要なものについては，資格を有することを確認できる書類の写しを添付してください。

(5) 管理業務

登録を希望する業種・部門についてのみ登録欄に「●」（ドロップダウンリストから選択可）をつけてください。

なお，登録する業務のうち，業を営むうえで許認可，登録等が必要なものについては，資格を有することを確認できる書類の写しを添付してください。

8 資格審査の結果通知

資格審査結果については，令和8年2月中旬以降郵送にて通知します。

9 事業協同組合等の申請方法

事業協同組合等に係る資格審査の申請は、「必要書類一覧」に掲げる書類のほか、次の書類を提出して下さい。

- (1) 役員名簿
- (2) 組合員名簿
- (3) 官公需適格組合の証明を受けている場合は、それを証明する書類

10 資格審査及び等級区分

資格審査及び等級区分の決定にあたっては、大崎市建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程（平成18年大崎市訓令甲第97号）、大崎市建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成18年大崎市訓令甲第96号）及び大崎市物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成18年大崎市訓令甲第62号）によります。

11 入札参加資格の取り消し

- (1) 入札参加資格者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11の規定により準用される場合を含む）に該当するときは、その者の資格を取り消すものとします。
- (2) 入札参加資格審査申請書の記載事項に変更が生じた場合の手続きについて、定めによる変更の届出をする必要があるにもかかわらず、変更の届出をしないときは、その者の資格を取り消すことができるものとします。
- (3) (1) 及び (2) の定めにより入札参加資格の取り消しを行なったときは、その者を資格者名簿から抹消するものとします。

12 問い合わせ先

〒989-6188 宮城県大崎市古川七日町1番1号

大崎市役所 総務部 財政課 入札契約担当

電話：0229-23-5177（直通）

Fax：0229-23-9979

Eメール：zaisei@city.osaki.miyagi.jp

【フラットファイル作成見本】

令和 8 年度
入札参加資格申請書

担当者名刺

商号又は名称
所在地

令和 8 年度入札参加資格申請書
(商号又は名称)

- 申請書類等については、全てA 4 判で作成し、申請書及び添付書類が「必要書類一覧」と同じ順番になるようフラットファイルに綴ってください。
- 原本が必要な証明書等で A 4 判以外のものは A 4 サイズの紙に貼りつけ、写し可の証明書等については A 4 の用紙に複写してください。

※表紙に担当者の名刺を貼ってください。

※記録メディアの提出方法

フラットファイル
見開き：左側

記録メディア提出用の袋（封筒等）

記録メディア

※提出された記録メディアは返却致しません。ご了承ください。